

「シェアリングエコノミーに関する実態調査」等の結果概要

I. 概況

令和元年9月1日現在で、シェアリングエコノミーに関する実態調査を実施するとともに、行政記録情報等を活用した民泊の年間取引額の推計を行った。

1. 全体の概況

調査の結果、平成30年のモノ、場所（民泊除く）、スキル等のシェアリングエコノミーの年間取引額（※）は、1兆4,547億89百万円となった。また、推計の結果、同年の民泊の年間取引額は、678億3百万円～1,459億62百万円となった。この結果、平成30年のシェアリングエコノミーの年間取引額は、合わせて1兆5,225億92百万円～1兆6,007億51百万円となった。

※ 利用者から提供者及びプラットフォームに支払われた金額の合計。

2. 事業別の概況

シェアリングエコノミーの事業別では、モノのシェア（※1）が最も多く1兆4,367億24百万円、次いで民泊（※2）が678億3百万円～1,459億62百万円、スキル等のシェア（※3）が179億60百万円、民泊以外の場所のシェア（※4）が1億5百万円となった。

表1 事業別年間取引額の状況

項目	合計	モノ	場所		スキル等	民泊を除く計
			民泊	民泊以外		
			年間取引額(百万円)	1,522,592～1,600,751		

※1 モノを出品し、購入又は賃貸を希望する利用者をマッチングする事業

※2 住宅宿泊事業、特区民泊、イベント民泊及び簡易宿所を行う事業（IV表4参照）

※3 スキルや能力を提供し、活用を希望する利用者をマッチングする事業

※4 民泊以外の場所を提供し、一時的な利用を希望する利用者をマッチングする事業

II. シェアリングエコノミーに関する実態調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、シェアリングエコノミーの経済社会への影響等の把握や、シェアリングエコノミーの経済活動のGDP統計への反映及びシェアリングエコノミー推進のための政策立案に資する基礎情報を得ることを目的に実施。

2. 調査の法的根拠

本調査は、統計法に基づく承認を受けた「一般統計調査」。

3. 調査対象

令和元年9月1日時点において、主業、副業を問わず、シェアリングエコノミーの仲介事業（注）を実施している又は実施している可能性のある日本国内の企業を対象に実施。

（注）本統計においては、以下の事業を「シェアリングエコノミーの仲介事業」とする。

インターネットを用いて

「提供者（十分に活用されていない資産・スキルの提供を希望する個人又は法人）」と

「利用者（提供される資産・スキルの利用・取得を希望する個人又は法人）」のマッチングを行い、手数料収入を得る事業（マッチングプラットフォーム事業）

※ただし、提供者が、「自社の事業として行っている販売・賃貸用に取得・保有されているモノ・サービスの提供を行う法人のみ」の場合は除外。

4. 対象期間

原則として平成30年1月1日から同年12月31日までの1年間。ただし、この期間での記入が困難な場合は、平成30年を最も多く含む決算期間（1年間）について調査を実施。

5. 調査の方法

各調査対象企業に記入・返送していただく郵送調査及び電子媒体調査票での提出を希望した報告者に対し、電子メールでの調査票の送付・回収を行うオンライン調査で実施。

6. 調査の内容

シェアリングエコノミー仲介事業の有無に加え、以下のシェアリングエコノミー仲介事業については、事業開始年月、年間取引額、年間手数料収入額等を調査した。

○モノを出品し、購入又は賃貸を希望する利用者をマッチングする事業

○場所を提供し、一時的な利用を希望する利用者をマッチングする事業（ただし、民泊の仲介事業は除く。）

○スキルや能力を提供し、活用を希望する利用者をマッチングする事業

7. 回収状況

対象数 1,518 社、回収数 1,103 社、回収率 72.7%となった。

回収企業 1,103 社においてシェアリングエコノミーの仲介事業を「行っている」と回答した企業は 65 社、「行っていない」と回答した企業は 1,033 社でシェアリングエコノミーの仲介事業を行っている企業の割合は 5.9%となった。

シェアリングエコノミー仲介事業の分野別回答企業数は、モノのシェアが 19 社、場所のシェアが 8 社、スキル等のシェアが 30 社、民泊仲介事業、クラウドファンディング事業等、上記の 3 種とは異なるマッチング事業

(以下「その他事業」という) が 8 社となった。

表 2 回収状況表

項目	対象数	回収数	シェアリングエコノミー仲介事業						なし	休業・廃業等
			あり							
			本調査対象事業			その他事業				
			モノ	場所	スキル等					
企業数(社)	1,518	1,103	65	57	19	8	30	8	1,033	5
構成比① ^(※1)		100.0%	5.9%	5.2%	1.7%	0.7%	2.7%	0.7%	93.7%	0.5%
構成比② ^(※2)			100.0%	87.7%	29.2%	12.3%	46.2%	12.3%		
有効回答数(社)				50	19	6	25			

※1 構成比①は回収数に占める割合

※2 構成比②はシェアリングエコノミー仲介事業を行っている企業に占める割合

回収率 **72.7%** (回収数÷対象数)

Ⅲ. シェアリングエコノミーに関する実態調査結果

シェアリングエコノミー仲介事業（モノのシェア、場所のシェア（民泊を除く）、スキル等のシェア）について、事業開始年（平成 29 年以前及び平成 30 年以降）別企業数、年間手数料収入額等の集計を行った。

1. 事業開始年別の企業数

平成 29 年以前に事業を開始した企業が 34 社（構成比 68.0%）、平成 30 年以降に事業を開始した企業が 16 社（同 32.0%）と、3 割強の企業が平成 30 年から令和元年 9 月 1 日までの 1 年 8 か月の間に事業を開始している。

シェアリングエコノミー仲介事業の種類別では、モノのシェアの仲介を行う企業は、平成 29 年以前に事業を開始した企業が 15 社（同 78.9%）、平成 30 年以降に事業を開始した企業が 4 社（同 21.1%）と、8 割弱の企業が平成 29 年以前に事業を開始しており、他の分野と比べて比較的早期の企業が多い。

場所のシェアの仲介を行う企業は、平成 29 年以前に事業を開始した企業と平成 30 年以降に事業を開始した企業がともに 3 社となっており、5 割の企業が平成 30 年以降に事業を開始している。

スキルのシェアの仲介を行う企業は、平成 29 年以前に事業を開始した企業が 16 社（同 64.0%）、平成 30 年以降に事業を開始した企業が 9 社（同 36.0%）となっており、36%の企業が平成 30 年以降に事業を開始している。

2. 年間手数料収入額

年間手数料収入額は、年間取引額と同様に、モノのシェアの仲介を行う企業が最も多く 1,252 億 94 百万円、次いでスキル等のシェアの仲介を行う企業が 36 億 66 百万円、民泊以外の場所のシェアの仲介を行

う企業が 50 百万円となった。一方、年間手数料収入額を年間取引額で除した平均手数料率を見ると、モノのシェアの仲介を行う企業は 8.7%、場所のシェアの仲介を行う企業は 47.5%、スキル等のシェアの仲介を行う企業は 20.4%となり、場所のシェアの仲介を行う企業が比較的高く、モノのシェアの仲介を行う企業が低い結果となった。

表 3 事業開始年別企業数、年間取引額、年間手数料収入額等の状況

項目		合計	モノ		
			モノ	場所	スキル等
企業数(社)		50	19	6	25
事業開始年別企業数(社)	平成29年以前	34	15	3	16
	平成30年以降	16	4	3	9
構成比	平成29年以前	68.0%	78.9%	50.0%	64.0%
	平成30年以降	32.0%	21.1%	50.0%	36.0%
年間取引額(百万円)		1,454,789	1,436,724	105	17,960
構成比		100.0%	98.8%	0.0%	1.2%
年間手数料収入額(百万円)		129,010	125,294	50	3,666
1社あたり年間取引額(百万円/社)		29,096	75,617	18	718
1社あたり年間手数料収入額(百万円/社)		2,580	6,594	8	147
平均手数料率(年間手数料収入額÷年間取引額)		8.9%	8.7%	47.5%	20.4%

IV. 民泊の推計結果

行政記録情報等を活用し、民泊（住宅宿泊事業、特区民泊、イベント民泊、簡易宿所（「表 4 民泊の範囲」を参照））の年間取引額について、平成 29 年、平成 30 年の推計を行った。

表 4 民泊の範囲

種類	範囲
(1) 住宅宿泊事業	住宅宿泊事業法に基づき届出・受理されたもの。 法律が施行された平成30年6月15日から12月について試算。
(2) 特区民泊	国家戦略特別区域法第13条に基づき特定認定を受けたもの。
(3) イベント民泊	イベント開催時に自治体の要請等により自宅を旅行者に提供するもの。
(4) 簡易宿所	旅館業法に基づき簡易宿所営業の許可を得たもの (宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設の宿泊所)。

表 5 民泊の推計方法

種類	推計方法	
(1) 住宅宿泊事業	年間取引額 = ①「延べ宿泊者数」×②「単価」	
	①延べ宿泊者数	延べ宿泊人数（※出所 1）
	②単価	※訪問地（都道府県47区分）別の「1人1泊当たり旅行消費単価の「有料での住宅宿泊（Airbnb, 自在客など）」（※出所 2）
(2) 特区民泊	年間取引額 = ①「延べ宿泊者数」×②「単価」	
	①延べ宿泊者数	③「認定居室数」（※出所 3）×（1）住宅宿泊事業①の「延べ宿泊者数」÷（「うち受理済件数」-「うち事業廃止済件数」（※出所 4））×365日÷180日
	②単価	（1）②の住宅宿泊事業の単価と同様（※出所 2）
(3) イベント民泊	年間取引額 = ①「延べ宿泊者数」×②「単価」	
	①延べ宿泊者数	延べ宿泊人数（※出所 5）
	②単価	「訪問地（都道府県47区分）別の「1人1回当たり旅行消費単価【観光・レジャー目的】の「有料での住宅宿泊（Airbnb, 自在客など）」÷「訪問地（都道府県47区分）別 平均泊数【観光・レジャー目的】「有料での住宅宿泊（Airbnb, 自在客など）」（※出所 2）
(4) 簡易宿所	年間取引額 = ①「H27年売上高」×②「H27からH30伸び率」	
	①H27年売上高	簡易宿所売上高（※出所 6）
	②H27からH30伸び率	H30簡易宿所の延べ宿泊数÷H27簡易宿所の延べ宿泊数（※出所 7）

※出所 1：「住宅宿泊事業の宿泊実績」（観光庁）

（平成30年12月分は平成31年1月分と合算されているため、半分を12月分とした）

※出所 2：「訪日外国人消費動向調査」（観光庁）

※出所 3：「国家戦略特区 特区民泊について」（内閣府地方創生推進事務局）及び（地方自治体）提供データ値

※出所 4：「住宅宿泊事業法の届出状況」（観光庁）

※出所 5：「イベント民泊実施状況」（観光庁）

※出所 6：「平成28年経済センサス-活動調査」（総務省・経済産業省）

（都道府県別・小分類別の公表がない為、二次利用申請して集計）

※出所 7：「宿泊旅行統計調査」（観光庁）

1. 全体の概況

平成 30 年の民泊の年間取引額は、678 億 3 百万円～1,459 億 62 百万円（前年比+103.0%～910.0%）となった※ 1。

※ 1 簡易宿所は民泊が普及する以前から存在する旅館業法に基づく事業であり、民泊に該当するのは簡易宿所の一部と考えられるため、簡易宿所を除くベースと含むベースでの推計を行った。

2. 種類別の概況

民泊の種類別では、簡易宿所が最も多く 781 億 59 百万円（構成比 53.5%）、次いで特区民泊が 427 億 95 百万円（同 29.3%）、住宅宿泊事業が 249 億 92 百万円（同 17.1%）、イベント民泊が 16 百万円（同 0.0%）となった。

前年比で見ると、合計で 103.0%増、簡易宿所を除く計で 910.0%増となった。

合計の増加に寄与した民泊の事業は、特区民泊（寄与度（※ 2）50.2%）、住宅宿泊事業（同 34.8%）、簡易宿所（同 18.1%）、イベント民泊（同 0.0%）の順となった。

※2 寄与度とは、全体の伸び率を何ポイント（%表示）押し上げ（押し下げ）ているかを示すもので、各寄与度の合計が全体の伸び率と一致する。

表 6 年間取引額の状況

	平成29年		平成30年			
	年間取引額 (百万円)	構成比	年間取引額 (百万円)	構成比	前年比	寄与度
合計	71,889	100.0%	145,962	100.0%	103.0%	103.0%
うち住宅宿泊事業	—	—	24,992	17.1%	—	34.8%
うち特区民泊	6,703	9.3%	42,795	29.3%	538.4%	50.2%
うちイベント民泊	10	0.0%	16	0.0%	55.7%	0.0%
うち簡易宿所	65,176	90.7%	78,159	53.5%	19.9%	18.1%
簡易宿所除く計	6,713	9.3%	67,803	46.5%	910.0%	—

※この統計表中、「—」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満を表している。